復興基本計画(案)[暮らしの再生 Ⅱ保健医療・福祉]の取組内容に関する対応状況等について

復興基本計画(案)に掲げる 県の対応状況	
医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営権制を支援 「大利・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	医療確保対策事業費 診療所設置経費補助) (1) 仮設診療所(薬局併設を含む)等の整備(14億円) (2) 応急仮設住宅における介護・福祉サービスの拠点づくり等(被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の積み増し(1県当たり3~15億円程度)) (3) 保健衛生施設、医療施設、社会福祉施設等の災害復旧に対する補助率の嵩上げ (4) 事業再開準備等に対する財政支援(備品費等に対する定額補助)対象:介護事業所、障害者福祉施設、子育て支援施設等 (5) 本県を含む被災3県に対し、地域医療再生臨時特例交付金の交付上限額を確保(120億円) ・車両等の購入経費補助) の千円 ・車両等の購入経費補助) (6) 地方公営企業に係る財政措置東日本大震災に係る一般会計繰出金の特例を設ける 2 国に対する要望内容 (1) 既に仮設診療所を開設している場合や、県が整備した診療所の施設設備を医

	復興基本計画(案)に掲げる	県の対応状況		
	取組項目(P34)	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	国の対応状況、国に対する要望内容
緊急的な取組	取組項目 (P34) 医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援	(2) 具体的な取組状況又は検討状況 (つづき) ② 既存施設の復旧 ア 医療施設 ○医療施設等災害復旧費補助(国庫補助)について、調査対象施設 116 あて意向調査中(5/24 付)、県への提出期限 (6/27)、国への提出期限 (6/30)。国 (厚生労働省、財務省) が実地調査を行ったうえで、直接事業者に補助する。なお、国の現地調査後の着工が原則とされているが、やむを得ない場合は、国の調査を待たずに復旧事業に着手することも認められている。[県立病院] ○県立釜石病院 [中核病院] ・改修工事及び耐震化工事を実施中 ・本年8月下旬に198床、10月中に48床の病床が再開見込み(現在は、増築棟のみで限られた数の入院患者に対応) ○県立大東病院(一関市) ・耐震診断を実施中(5/25~) ・増築棟への機能移転工事設計中(移転目標:8月下旬~9月上旬) 市町村保健センター (7市村8施設)の災害復旧のための補助制度の活用等について、被災市町村に対し、その取組状況を把握しながら必要に応じ助言等を行っている。 ウ 社会福祉施設 ○6月補正子算で措置した介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者の備品、設備等の復旧事業について、事業者から事前協議書の提出を受付中。8月以降交付決定し、平成23年度内に事業を完了する予定である。 ○社会福祉施設等災害復旧費補助(国庫補助)については、9月補正子算要求に向けて、協議書のとりまとめを進めている。なお、本補助事業については、速やかに施設運営の再開を図るため、協議を待たずに応急仮工事や災害復旧工事を進めることが可能となっ	関係予算の措置状況	
		(3) 課題 ① 仮設診療所の整備 県が直接整備した場合の経費についてのみ国庫補助がなされるため、民間事業者が実施主体となる仮設診療所の整備に対する財政支援が必要となっている。 ② 薬局の復旧 沿岸 12 市町村で調剤不能となった薬局 50 施設のうち 29 施設が業務を再開。そのうち 17 施設は救護所内や仮設のプレハブなどによって再開している状況であるが、開設者は復旧資金の調達が困難な状況にある。このため、県では国に対して、薬局機能の早急な復旧のための財政支援を要望している。 ③ 医療施設、社会福祉施設の復旧 ア 現行の制度では、補助対象とならない被災施設が多くある。このため、県では、補助制度について、被災地の実情に応じて弾力的に運用が図られるよう国に要望している。 ○民間の歯科診療所は原則として利用できないこと ○公的医療機関以外では政策医療を行っている医療施設等に限られ、民間病院、診療所の多くが利用できないこと イ 原形復旧の原則にのっとり、災害復旧事業を進めることが難しい状況にある。このため、県では、補助制度について、被災地の実情に応じて弾力的に運用が図られるよう国に要望している。 ○震災前の敷地に同一構造で建て直すことを原則としていることから、高台への移転には国との協議が必要であること		

		県の対応状況		
	取組項目 (P34)	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	国の対応状況、国に対する具体的要望内容
緊急的な取組	取組項目 (P34) 医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援	 取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題 2 継続的、長期的な医療従事者等の派遣の仕組みをどのように構築していくのか。 (1) 取組の方向性	1 被災地健康維持増進事業費 (避難所や在宅の避難者に対して健 康相談、保健指導、栄養相談等の健 康維持・増進のための支援) 126,223 千円 2 地域支え合い体制づくり事業費を 活用し、仮設住宅入居者等に対する 健康相談、保健指導の実施を検討中	1 国の対応状況 国による他県自治体専門職員の被災地への派遣調整、あっせんの支援 2 国に対する要望内容 (1) 長期的かつ継続的に被災地の中核病院に対する医療確保支援を行う被災地医療確保支援調整システムを国において構築するとともに、その派遣に要する経費の支援を行うこと。
		及び栄養士等の継続的かつ長期的な派遣あっせんを要請している。 (県外からの派遣受入れ状況)(5月31日時点) 中核的な医療機関(県立病院)への診療応援 18 チーム 他県からの専門職員の受入 看護師(災害支援ナース)262人 保健師延5,816人 栄養士延183人 介護職員約259人 (3) 課題 ① 被災した沿岸地域は、従前から医師をはじめ医療従事者の不足が顕著な地域であり、医療従事者の重点的な確保が求められている。 ② 中核的病院の機能回復のため、中長期的に医師を継続して派遣してもらう仕組みの検討が必要である。また、定着してもらう方策を検討することも必要である。 ③ 仮設診療所に併設される薬局の薬剤師の確保が求められている。		

复興基本計画(案)に掲げる	県の対応状況		国の対応状況、国に対する要望内容
取組項目(P34)	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	国の対応状況、国に対する安主内各
医療提供施設及び社会福祉施	3 仮設診療所設置期間における医療提供施設間の連携の仕組みをどのように構築していくの		
設等の機能回復を図るため、被	<u>か。</u>		
災地の被害状況に応じて、サー	(1) 取組の方向性		
ビス拠点の仮設整備、施設の復	二次保健医療圏毎に、被災状況や医療提供体制に相違があることから、その実情に対応した、		
旧、スタッフ確保等の施設運営	地域毎の医療連携の仕組みの構築が必要である。		
体制を支援			
	(2) 具体的な取組状況又は検討状況		
	当面、仮設診療所設置期間において、二次保健医療圏を基本として、初期医療、高度専門医		
	療、救急医療対応など、それぞれの医療機関毎の役割分担と医療連携が円滑に図られるよう、		
	地域毎に検討を進める。		
	(3) 課題		
	二次保健医療圏毎に、医療提供施設の復旧状況が異なり、また、仮設住宅の設置により通院		
	状況が変化することから、それに配慮した連携体制の構築が必要である。		
	4 地域の医療提供施設(仮設診療所を含む)と仮設住宅地の介護等サポート拠点・社会福祉施		
	<u>設との連携をどのように進めていくのか。</u> (1) 取組の方向性		
	(1) 収組の方向性		
	し、医療と介護サービスが一体的・継続的に提供されるよう、連携のための仕組みづくりや交		
	通手段の確保及び在宅での保健医療・介護福祉の提供体制の確保を進める。		
	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	(2) 具体的な取組状況又は検討状況		
	① 仮設住宅地等において、高齢者等の見守りや相談対応を行う生活支援相談員等からの情報		
	提供を受け、被災地住民に対する健康相談や保健指導を行うとともに、必要に応じて訪問診		
	療や訪問看護につなげていくような体制づくりを進めていく。		
	② 仮設住宅の建設と併せ、被災市町の要望に基づき、高齢者等サポート拠点 12 棟、グループ		
	ホーム型仮設住宅 13 棟の設置が計画されており、当該拠点の設置・運営に係る経費を補助す		
	るほか、研修の実施等を通じて運営の支援を行うとともに、更なる拠点の整備に向けた支援		
	を行っていく。		
	③ 被災地の障がい者の多様なニーズに対応できるよう、宮古・釜石・気仙圏域において、被 災地の障がい者相談支援事業所の体制強化に向けた支援を行っている。		
	火地の障がい有相談又後事業別の特別知信に同りた又後を11つ(いる。		
	(3) 課題		
	① 医療提供施設の復旧状況と介護等サポート拠点の設置・社会福祉施設等の復旧状況が地域		
	毎に異なると見込まれることから、地域毎に資源の状況に応じた連携体制を構築していく必		
	要がある。		
	② 中・長期的な取組課題としている「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包		
	括ケアシステムの構築」や、今後予定されている新しい医療計画や第5期介護保険事業計画		
	の策定に向けて、仮設住宅からの移行後も見据え、保健医療・介護福祉のトータルケアの確立なかが表していくの思惑なる。		
	立を検討していく必要がある。		

複興基本計画(案)に掲げる 取組項目(P34)	国の対応状況、国に対する要望内容
正構築していくのか。	 (1) こころのケアチームの派遣調整 (2) 災害救助法の期間の延長 (3) 救命救急センター及び周産期母子医療センターにおける自家発電設備の整備に対する財政支援(補助率 1/2) 2 国に対する要望内容 (1) 長期的かつ継続的に被災地の中核病院に対する医療確保支援を行う被災地医療確保支援調整システムを国において構築するとともに、その派遣に要する経費の支援を行うこと。 (2) こころのケアチームの派遣について、災害救助法適用期間経過後も必要となる経費については、新たな財政支援の制度を創設すること。 (3) 長期にわたり対応するためのこころのケアセンター及び地域こころのケアセンターの設置に係る運営経費について、新たな財政支援の制度を創設する
(3) 課題 ① 被災地の状況に応じた医療液理体制が必要であり、地域ごとに医療液理活動をコーディネートできる人材の確保が必要である。 ② こころのケア活動は長期的に取り組む必要があるが、災告救助法の適用期間の終了後におけるこころのケア活動は長期的に取り組む必要があるが、災告救助法の適用期間の終了後におけるこころのケアチームの派遣経費に対する財政支援の制度がない。 ② 災害時における物資の調遣体制や災害拠点機酸と地域医療機関の連携の仕組み(情報共有、機能が損等)をどのように構造していくのか。 ① 取組の方向性 至災後の停電と燃料不足のため、人院患者や救急患者等の医療の確保に不安を生じたことから、水、食料、農料等の物資について、災害時においても医療機関の診療機能が確保されるよう市両科や関係機関等と連携して取り組んでいく。 また、災害に強く、質の高い保健医療福祉提供計詞の整備に向けて、医療機関の非常用設備の強化を災害時医療を実実するための取組方策の具体化を検討していく。 ② 具体的な取組状況又は検討状況 ② 非常用電源の設備整備 県内の病院では、非常用電源設備の能力が、除傷時間が2日未満の病院が約6割を超えており、人工透析患がに対応するためには、最低3日以上は稼働できる設備が必要であるともえられる。現他、対象医療機関における非常用電源設備整備に係る国連補助活用の整向調査を実施している(6/3 行)(対象施設) ○ 政権政治とレクー:着手医大附属病院、県立大船波病院 ○ 総合周産期以干医療センター:着手医大附属病院。県立大船波病院 ○ 総合周産期以干医療センター:着手医大附属病院。県立大船波病院 ○ 総合周産期以干医療センター:着手医大附属病院。 ② 医療機関への要請 4月7日の余難による停電においても、自家発電用装置や燃料の確保が十分ではなかった医療機関があったため、4月18日付けで燃料の確保対策等について、各医療機関に文書で要請した。	(4) 非常用電源の設備整備について、全ての病院及び透析を行う診療所へ対象範囲を拡大すること。 (5) 地域の医療機関と大学病院等による遠隔医療の推進に対する財政支援やテレビ会議システムを利用した外来診療に係る規制緩和を行うこと (6) 非常時でも高度医療・救急医療に対する財政支援を行うこと (7) 災害時において拠点病院が有効に機能できるよう、衛星通信システムの導入や耐震機能の強化、災害時における医師派遣や被災地医療の研修・教育体制の整備及び運営に対する財政支援を行うこと (8) 新たなまちづくりと一体となった医療提供施設の整備、医療従事者の確保や医療連携体制の構築など、地域の実情に応じた適時適切な復興の取組が可能となるよう、新たな基金造成のための財政支援を行うこと

復興基本計画(案)に掲げる	県の対応状況		日の社内は17、日に社士で再始中央
取組項目(P34)	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	国の対応状況、国に対する要望内容
災害時の医療救護体制の充実や 医療機関のライフラインの確保 を推進			
	(3) 課題 ① 非常用電源の設備整備について、現行の国庫補助制度は対象施設が限定されていることから、全ての病院及び透析を行う診療所へ対象範囲を拡大することを国に要望している。 ② 今回のような大規模災害時では、道路、電気、水道、通信等のライフラインの切断が長期間に及ぶため、非常時に必要な機能としてどこまで医療機関に求めていくのかについて十分に検討していく必要がある。 ③ 中・長期的な取組項目としている「地域の保健医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築」等についても併せて検討していく必要がある。		
短期的な取組 被災地における医師、歯科医師、栄養 主及び介護職員等の保健医療・ 福祉従事者の重点的な確保と多 様な人材の育成	1 県外からの派遣終了後、保健医療福祉従事者をどのように確保していくのか。	1 災害緊急雇用事業を活用し、被災した施設の人材確保・養成を実施予定(被災地における介護サービス事業所人材確保事業〔40人分〕、被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業〔15人分〕)	